

平成 19 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室

評価年月：平成 19 年 6 月

1 政策（事業等名称）

総合的なワンストップサービスの整備

2 事業等の概要等

行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取組については、分かりやすさ、使いやすさなどの面で、必ずしも十分とは言えない状況にあり、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要があることから、「電子政府構築計画」において、電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用し、申請・届出等手続の案内情報の入手から各府省等への電子申請までを一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスを整備するとされたことに基づき、本事業を実施した。本事業は、平成 16 年度及び平成 17 年度の 2 か年の整備事業であり、平成 18 年度から総合的なワンストップサービスの運用を開始している。平成 19 年 4 月現在、9 府省等が電子政府の総合窓口（e-Gov）での電子申請の受付を行えるように移行した。

3 政策評価の観点及び分析等

（1）目標とその設定根拠等

総合的なワンストップサービスが従来の個別申請に比べて利便性の高いものとなり、国民等がそれを実際に利用することにより、国民等がその恩恵を享受するため、以下の目標の達成を目指す。

平成18年度における電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数（利用件数）の3,000万件達成

総合的なワンストップサービスの運用を開始する平成18年度における申請・届出等手続のオンライン利用件数を、前年度（平成17年度）に対して2割の増加

一括申請のモデルケースとして、総合的なワンストップサービスの運用を開始する18年度における会社設立の申請所要時間を総合的なワンストップサービス開始前の個別申請との比較で40%の削減

（2）目標の達成状況

平成 18 年度の目標であった 3,000 万件を達成するなど、事業を開始した平成 16 年度から一貫して増加傾向となっており、目標達成度合いの判定方法・基準に照らし、有効と評価できる。

本評価時点において集計中であることから、前年度との比較による評価はできない。

今後は、各府省の申請・届出等手続のうち電子政府の総合窓口（e-Gov）におけるオンライン利用件数を参考指標として併記することにより、電子政府の総合窓口(e-Gov)に一元化される手続のみでも比較を行い、総合的なワンストップサービスの利用状況を一層的確に反映させることとしたい。

同手続は法務省の商業登記手続及び厚生労働省の雇用保険関係手続であるが、本評価時点において、法務省及び厚生労働省は総合的なワンストップサービスに移行していないことから、本指標による目標の達成度合いの評価はできない。

（3）目標の達成状況の分析

（有効性の観点からの評価）

総合的なワンストップサービスの整備終了後、順次各府省の対象手続を移行させている段階であり、本評価時点においては、利用状況や利便性に関する目標の達成度合いを十分に評価できない。しかし、電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数の増加等に伴い一層の周知が図られる効果が期待できること、翌年度以降も順次総合的なワンストップサービスの利用ができる府省が増加する予定であることなどから、今後、本事業の有効性が発現してくるものとみられる。

（効率性の観点からの評価）

本事業の実施により、各府省等が個別に電子申請の受付が行える窓口システムを整備する場合に発生する機能の重複は排除される。

なお、本事業の実施においては、国庫債務負担行為を活用して2年間の一括契約により設計から開発までを一連の作業として連続で行えたことから、設計及び開発を分離した場合に生ずる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間を削減することができ、予算の効率化が可能となった。

（今後の課題及び取組の方向性）

電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用した総合的なワンストップサービスの利用については、国民等がその利用によって高い利便性の恩恵を受けるために、オンライン利用促進の取組等を踏まえ、更なるその普及・促進を図っていくことが課題となる。このため、引き続き、広く国民等に対し総合的なワンストップサービスの利用に関する広報等を行っていくとともに、必要に応じ、更なる国民等利用者の利便性の向上を図るための機能拡充等の措置を講ずる必要がある。

また、平成19年4月現在、電子政府の総合窓口（e-Gov）での電子申請の受付を行うことができるように移行した府省は9府省であるが、今後は、他の府省も順次移行を進め、総合的なワンストップサービスの利用機会の拡大に努めるとともに、それに応じた同サービスの適切な維持・管理を図っていく必要がある。

4 政策評価の結果

本事業の必要性、効率性は認められるが、有効性については、本評価時点において十分な評価ができないため、各府省の対象手続の移行が完了した年度の翌年度一年間の運用状況を評価できるようになった時点において、改めて、事後事業評価を実施することとする。

平成 19 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局技術政策課研究推進室

評価年月：平成 19 年 6 月

1 政策（事業等名称）

タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発

2 事業等の概要等

高度情報通信社会の進展に伴い、ネットワーク上で行われた電子商取引や各種行政手続等の時刻を安全かつ正確に把握することや、その原本性を第三者に証明することが必要になってきており、今後、様々な場面で取り扱われる電子情報の信頼性、正確性を確保することがますます重要となっている。

このため、日本標準時を利用して正確かつセキュリティの高いタイムスタンプを付与することができる「タイムスタンプ・プラットフォーム技術」を確立する研究開発を実施。

3 政策評価の観点及び分析等

有効性：タイムスタンプサービス事業者は、精度及び信頼性が高いタイムスタンプの基盤技術を確立し、関連特許の出願につなげて実サービスに反映させることが可能となっており、本研究開発には有効性が認められる。

効率性：産学官の連携により、本研究開発及び成果展開は効率的に実施された。

優先性：電子データの原本性証明、時刻の正確な把握、それらを第三者に証明することを確保する上で、本研究開発の優先性は高かった。

4 政策評価の結果

本研究開発は、タイムスタンプ・プラットフォーム技術を確立し、その成果が民間のタイムスタンプサービス事業者の関連特許出願につながるなど、所期の目標は達成できており、一定の有効性等は認められるが、さらに一層の成果展開を図り、引き続き追跡調査を実施することも重要である。

平成 19 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局情報流通振興課

評価年月：平成 19 年 6 月

1 政策（事業等名称）

高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発

2 事業等の概要等

インターネット上のなりすましによる被害が社会問題として顕在化している中で、インターネットを安心して利用しやすいものとするには、確実な認証処理を行うことが必要であるが、現行の公開鍵認証基盤（PKI）に基づく電子認証は設定の複雑性や使い勝手、コストの問題などにより、利用者やサービス提供者にとって簡便に利用できる環境とはなっていない。

そのため、ユーザ利便性を向上しつつ確実な認証機能を実現する新たな認証基盤技術として、認証処理機能をネットワーク側に具備させ、ユーザが簡便で安心して利用できるネットワーク環境を構築するための要素技術を確立する。

安心・安全にネットワークを利用できるようにすることは、次世代ネットワークの要件の一つであり、我が国のネットワークにおけるセキュリティ技術を結集して上記環境の構築を先行的に実施し、主導的立場を確立することは日本企業の国際競争力の向上、世界最先端の ICT 国家実現に大きく寄与するものとなる。

3 政策評価の観点及び分析等

・有効性：

本研究開発によって安心・安全な情報通信ネットワーク基盤を構築するため、当初予定していた要素技術を確立し、その成果について ITU など国際標準機関へ複数件の提案を行うなど、当該分野における我が国の国際競争力の強化にも貢献しており、それら諸成果から、本研究開発には有効性があったと認められる。

・効率性：

研究開発開始時に 3 ヶ年を通しての達成目標・実施計画を具体的に定めるとともに、実施年度毎の実施計画を立て、総務省および研究者自らの工程管理を行うことに加えて、情報通信技術に精通している外部専門家による外部評価を定期的に受けるなど一層の効率化を図りながら遂行されており、効率性が認められる。

当該評価にあたっては、情報通信技術の研究開発の評価に関する会合(第21回 平成19年6月19日開催)の外部有識者の意見等を本施策の評価に活用。

4 政策評価の結果

本研究開発は、目標達成に向け成果が上がっており、有効性等が認められる。今後は、国際標準化活動、本研究開発を活用したサービスの実用化に向けた取組等を実施することにより、成果展開を図ることが望まれる。

平成 19 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局地方情報化推進室

評価年月：平成 1 9 年 6 月

1 政策（事業等名称）

情報通信システム整備促進事業

2 事業等の概要等

本事業は、ICT 化への人的・組織的体制が整っていない過疎地域を抱える市町村が情報通信システムを整備する場合に要する経費（システム企画費、システム開発費及び試験費）の一部を補助するものであり、地理的要因等の条件による情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正に資するものである。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・**有効性**：本事業は、システムの企画・開発を目的としているものであることから、本事業による補助を受けて行われたシステム開発数や当該システムの運用の状況を把握することをもって有効性の指標とすると、本事業 7 2 1 件により、2 , 3 0 9 に上るシステムが開発され、比較的短期間のうちに陳腐化が進んでしまうとされている情報通信システムにもかかわらず、依然、高い稼働率を維持しており、住民サービスの向上を図るために活用されていることから、本事業の有効性が認められる。
- ・**効率性**：ソフトの企画・開発についてはシステムを構築する上でそのシステムの独自性や特殊性を活かすためにソフトウェアをカスタマイズしており、効率的な執行を実施しているものと認められる。

地域公共ネットワークについては「地域における情報化の推進に関する検討会報告書（平成 1 7 年 3 月）（座長：齋藤 忠夫（東京大学名誉教授）」及び「IT 戦略本部「評価専門調査会報告書（平成 1 7 年 1 2 月）」（座長：庄山 悦彦（株）日立製作所取締役執行役会長）」の中でも必要性が述べられており、本事業の目的であるソフトの企画・開発は通信ネットワークを住民サービスに役立てるために不可欠なものであり、平成 1 7 年度の財源委譲に伴い本事業は廃止されているが、今後も各地域における積極的な実施を促すことが必要であると認識している。

4 政策評価の結果

本事業では、地方公共団体が計画したシステム構築に対応したソフトの企画・開発により、事業本来の目的が達成できており、事業の有効性、効率性が認められた。

平成 19 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：総合通信基盤局データ通信課

評価年月：平成 19 年 6 月

1 政策（事業等名称）

インターネットの I P v 6 への移行の推進

2 事業等の概要等

世界最先端の I C T 国家の実現に向け、ほぼ無限のアドレスを割り当てることが可能であるとともに、セキュリティの強化及び各種設定の簡素化等が実現する I P v 6 ネットワークへの速やかな移行を促進し、国民の多くが I P v 6 の機能を活用した高度かつ多様なサービスを楽しむことができるインターネット環境を実現することを目標として、以下の事業を実施する。

インターネット基盤全体の I P v 4 から I P v 6 への円滑な移行を実現するため、地方自治体、企業ユーザ、家庭ユーザ等から構成されるネットワークによりモデル実証実験を行い、ネットワーク運用上の課題の解決を図るとともに、各主体に最適な移行モデルを策定する。また、国際的な I P v 6 への移行を促進するため、本実証実験で得られた I P v 6 への移行ノウハウを、実証実験の成果の公表及び国際機関等を通じた標準化等により諸外国に発信し、世界的な I P v 6 への移行の促進に資する。

なお、「5 年以内に世界最先端の I T 国家となる」ことを目標とする e-Japan 戦略等においては、「I P v 6 を備えたインターネット網への移行」を具体的な政策目標として設定しており、また、「21 世紀におけるインターネット政策の在り方」においては、政府主導による I P v 6 への円滑かつ速やかな移行のためのモデル実証実験等の推進が提言されたところである。

3 政策評価の観点及び分析等

本事業は、世界最先端の I C T 国家の実現に向け、I P v 6 ネットワークへの速やかな移行を促進し、国民の多くが I P v 6 の機能を活用した高度かつ多様なサービスを楽しむことができるインターネット環境を実現することを目標としており、I P v 6 の普及状況を示す「I P v 6 対応サービス提供事業者数」や「我が国の I P v 6 アドレス割当組織数」、「I P v 6 対応機器の登録認定数」、「I P v 6 アドレスの割り当て済みブロック数」、「エンドユーザへの I P v 6 アドレス割当数」、「全」P ドメインにおける I P v 6 レコード

登録数」について分析し、本事業の効果を検証した。

また、情報通信審議会答申等において、円滑な移行を実現するための政府による実証実験の必要性が提言されており、本評価に当たって参考とした。

- **有効性**：本事業の成果は、国内の様々な業界や、海外の I P v 6 普及・推進団体で参考とされ、I P v 6 の普及が進んでいることから、インターネットの I P v 6 への円滑な移行の実現に向けて、効果を上げていると考えられる。
- **効率性**：本事業の成果は、我が国のインターネット基盤高度化による国際競争力の確保や経済活性化等に寄与しているだけでなく、利用者にあたる一般国民も将来にわたって安心して利用できるという点でその効果が還元されており、十分投資に見合うと考えられる。
- **公平性**：本事業の成果は、I P v 6 の機能を活用した高度かつ多様なサービス提供等が可能なインターネット環境の実現という形で広く国民一般に還元しているから、効果が広く国民一般に公平に分配されている。
- **優先性**：本事業は、e-Japan 戦略等に基づくものであり、I P v 4 のアドレス枯渇によりインターネットの利用範囲の拡大ができなくなると I C T 国家の実現を目指した戦略の流れを妨げてしまうため、優先して実施すべき事業である。

4 政策評価の結果

本事業は、目標達成に向け成果が上がっており、有効性等が認められるが、更なる I P v 6 の普及のために移行期におけるセキュリティ確保に向けた検討を行う必要がある。

平成 19 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：総合通信基盤局電波環境課

評価年月：平成 19 年 6 月

1 政策（事業等名称）

電波の安全性に関する調査及び評価技術

2 事業等の概要等

昨今の携帯電話や無線 LAN の拡大など電波利用がますます国民の身近なものとなってきたことに伴い、電波が人体や電子機器等に影響を及ぼすのではないかと懸念が提起されている。これに対処するため、電波が人体や電子機器等に与える影響を科学的に解明し、得られた成果について周知や広報を行い、より安心して安全に利用できる電波環境を整備することを目的とする。

本件調査及び評価技術に関する事業の内容を以下に示す。

(1) 電波の安全性に関する調査

無線局から発射される電波について、電波防護指針の妥当性の確認及び適正化を図るために、電波による人体への影響に関する調査及び電波が電子機器等に与える影響に関する調査を実施する。

(2) 電波の安全性に関する評価技術

無線局等から発射される電波について、電波が与える影響の評価技術の確立及び標準化を行うために、電波の人体への安全性に関する評価技術及び電波の電子機器等への影響に関する評価技術に関する調査を実施する。

電波の安全性に関する研究等は、民間機関を含め、様々な研究機関が取り組んでおり、異なる見解を出している機関もあることから、行政が中立な立場で取り組み、その結果を国民に周知していくことが求められているところである。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・ **有効性**：本事業によって得られた成果を報告書にまとめて広く国民に周知し、また、指針の策定につなげたことによって、より安心して安全に利用できる電波環境の整備に貢献したことから、本事業の有効性が認められる。
- ・ **効率性**：本事業は、平成 9 年度から継続している事業であり、人件費・物価上昇などに

伴う管理費等の増大が避けられなかったものであるが、そのような中でも諸経費の圧縮・削減に努め、長期にわたって事業の効率的な実施に努めた結果、ほぼ同程度の事業費で継続することができた。

- ・ **公平性**：本件政策により得られた成果は、報告書等にまとめることにより、国民に対して広く周知されるとともに、関係制度や指針の改訂にあたっての根拠として利用される等しており、その成果が国民や社会に公平に分配されていると認められる。

4 政策評価の結果

本事業を実施することで得られた成果により、国民がより安心して安全に利用できる電波環境を整備するという目標達成に向けて成果は上がっており、本事業の有効性等が認められることから、今後も本事業の結果を踏まえての同様の取組を継続すべき。

平成 19 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：消防庁消防技術政策室

評価年月：平成 19 年 6 月

1 政策（事業等名称）

消防防災科学技術研究推進制度

2 事業等の概要等

平成 15 年度に創設された本制度は、消防防災科学技術の振興を図り、安心・安全に暮らせる社会の実現に資する研究を、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、優秀な提案に対して研究費を助成することにより、産学官の連携を推進し、革新的かつ実用的な技術を育成するための競争的研究資金制度である。

近年、災害や事故等が頻発し、また、大規模化・特殊化している傾向があることから、本制度は、安心・安全に暮らせる社会の実現を目指して、消防防災が直面する課題の解決を図るために、産学官各方面で埋もれている技術シーズを発掘・育成し、成果の社会・経済への還元を推進することを目的として実施しているものである。

火災等の災害時における消防防災活動等を円滑・迅速かつ安全に行い、国民の生命、身体及び財産を保護し、安心・安全な社会を実現するためには、消防防災に関する科学技術が不可欠である。このためには、新技術等を消防防災分野に積極的に導入するための研究開発が極めて重要であり、より災害現場等に密着した実践的な技術開発・応用研究等を行い、消防防災分野における科学技術の高度化を図り、消防防災活動や火災予防等の業務に利活用することが必要である。

しかし、消防防災分野における研究開発等については、消防防災という特殊な分野であり市場が限定される、開発費等を価格に反映させると高額又は回収できない、市場原理のみでは研究開発が積極的に行われにくいなどの課題があり、新技術等を導入するための研究開発が積極的に行われがたい環境にある。このため、優先性又は緊急性の高い課題を解決するための実践的な研究開発については、競争的研究資金制度を積極的に活用していくことが重要である。

なお、本制度は、火災等の災害現場に密着した実践的な課題解決型の研究開発に重点を置き、消防防災活動等に係るニーズを把握し、緊急性の高い課題に対し優先的に研究開発等が行われるように、重点化を行うこととしている。

3 政策評価の観点及び分析等

本制度の拡充と改革に関する評価については、「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)、「競争的研究資金制度改革について(意見)」(平成15年4月21日総合科学技術会議)、「平成19年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付け」(平成18年10月27日科学技術政策担当大臣総合科学技術会議有識者議員)等を基に行うとともに、研究開発の評価については、研究開発の成果の一端を示す「論文等の数」等を参考として、政策効果を把握し、有効性、効率性等の分析を行った。

- **有効性**：第3期科学技術基本計画において、競争的資金の拡充が進展するとともに、制度改革の進捗もあり、競争的環境の醸成に向けた取組には着実な進展があったとされる。本制度においても、査読付き論文の発表数等は増加しており、また、創設後4年間の短期間において、商品化又は実用化した研究成果も7件あることから、社会への還元が図られているものとして、有効性が認められる。
- **効率性**：応募研究課題の審査に当たっては、他の競争的研究資金制度と重複がないか関係府省に照会し、他制度との重複採択を避けることとしている。また、評価委員による評価を実施するとともに、PD・POによる研究費の査定を行い、無駄な研究費の支出が発生しないよう、研究費の効率的な配分に努めている。
- **公平性**：課題の評価に当たっては、評価委員が提案課題と利害関係のおそれがある者が評価担当とならないように割り振りを行っている。また、各評価委員の評価を踏まえ、最終的に評価委員全員による合議を経て、課題を採択しており、公平な評価の実施体制を確保している。
- **優先性**：第3期科学技術基本計画において、競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金は引き続き拡充を目指すこととされ、また、本制度は、火災等の災害現場におけるニーズに直結した課題解決型の研究開発の制度として重要であり、安心・安全な社会の実現に向け、消防防災分野における科学技術の高度化を推進するために必要な制度であることから、引き続き他の政策よりも優先して実施すべきである。

4 政策評価の結果

目標達成に向けて、堅実に成果は上がってきており、制度の必要性、有効性、効率性等が認められることから、引き続き本制度の拡充及び改革を推進すべきである。